

読者の視点 デザインレビューやまちづくりのアドバイザー 「認定まちづくり適正建築士」の普及を！ 日本版CABEの仕組み



認定まちづくり適正建築士セミナーにて。
三井所清典氏の講義
「まちづくりにおける建築士・建築家の役割」

良質な建築をつくるための3つの動向
日本には、良質な建築をつくるための仕組みづくりとして、三つの動向がある。一つ目は神田順氏(日大理工学部教授)を中心とする「建築基本法」を制定しようとする活動である。「建築は文化である」を理念法として取り入れる考えだ。これがあれば、公共建築も文化であり、設計者選定においてコストを判断基準におく入札ではなく、設計案の質に判断基準をおく設計コンペなどのかたちとなる。

二つ目は、五十嵐敬喜氏(法政大学名誉教授・弁護士)を中心とする建築基準法の集団規定を許可申請にしようという活動である。建築基準法は数量的判断をベースとするが、建物の形態にかかわる集団規定について裁量性のある許可申請にすることにより、地域性や個別性といった質にかかわる定性的な判断を取り入れることが可能となる。

三つ目は、英国のCABE (Commission for Architecture and the Built Environment)が実施しているデザインレビューや実現支援を日本の実情に合わせて取り入れようという「日本版CABE」の活動である。英国では1999年に政府の外郭団体としてCABEが設置され、建築許可におけるデザインレビューを実施している。プロジェクトごとに建築家や専門家がパネラーとしてかわり、アドバイスや審査を行い、建築の質を高める仕組みである。その判断基準は、①適切な場所での計画であること、②目的に応じた設計内容であること、③利用者が誇りをもって使うことができること、④二酸化炭素を最小限にするなど環境に配慮されていること、⑤地域コミュニティに寄与すること——という誰でもが理解できる定性的な内容である。

日本版CABE推進の一助として

日本建築家協会(JIA)では2012年から事業計画として日本版CABEの活動を推し進めている。またJIAとは別に、昨年、日本建築まちづくり適正支援機構(JCAABE)が設立され、「認定まちづくり適正建築士」や「ADR調停人」(※後述)の資格セミナーをスタートさせた。この新たな専門家がデザインレビューでのパネラーやまちづくりにおける

ファシリテーターやトラブルにおける調停者の役割を担おうとしている。この活動には、専門家教育と専門性表示という意味合いがある。まちづくりの実践の中で、デザインの役割だけではなく、市民のつぶやきに意味を見いだすことや行政の言葉をわかりやすく説明し合意形成に導くファシリテーターの役割がある。この資格により、建築士・建築家がまちづくりにかわりやすくなるだろう。

「認定まちづくり適正建築士」と「ADR調停人」

「認定まちづくり適正建築士」はJCAABEが認定した民間資格であり、JCAABEは法務大臣認証のADR機関(日本不動産仲裁機構)の提携団体である。ADRとは裁判外紛争解決制度のことで、調停人は何らかの専門性をもつ必要があることから、ADRの仕組みにおいて、専門性をもつ団体が推薦した者が、法務省が認証した機関で一定の研修を受けた後にADR調停人となる。建築やまちづくりの専門性を推薦する建築系提携団体としてJCAABEが位置付けられている。

連
健
夫
建築家・
まちづくり
代表理事
日本建築まちづくり適正支援機構

「認定まちづくり適正建築士」セミナーも「ADR調停人」研修も受講資格として、登録建築家、専攻建築士、技術士資格をもつ建築士、既存住宅状況調査技術者、ヘリテージマネージャー、JIA修復塾修了者のいずれかである

ことを要求している。一定のハードルを設けることにより、専門性の信頼度がベースとして備わることになる。まちづくりにはさまざまな場面や状況があり、受講条件である資格は、それぞれの性格によって力を発揮することが期待される。デザインレビューの仕組みづくりは行政の理解が不可欠であり、このための行政向けリーフレットができた。「認定まちづくり適正建築士」は2日間の集中セミナーで取得可(年2回、3月と9月に実施)、「ADR調停人」研修はDVD受講と集合講義(随時)を実施している。ぜひ、興味のある建築士・建築家にかかわってほしい。